

第10章 環境の保全のための措置

10.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置

予測及び評価に際して講ずることとした環境影響評価の項目ごとの環境の保全のための措置の一覧は、次頁以降に示すとおりである。

本事業では、事業者の実行可能な範囲で環境への影響が回避または低減できると考える。

環境の保全のための措置については、事業者である川口市が主体となり、実施・管理を講じていくこととする。

10.1.1 大気質

大気質に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-1(1)～(3)に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、大気汚染物質の発生源対策や土粒子の飛散防止対策等を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-1(1) 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種（排出ガス対策型）を使用する。 ○建設機械の集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ○建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。 ○建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 ○建設機械の車両に使用する燃料（軽油）は、適正な品質のものを使用する。 ○建設機械は、原則として日曜日・祝日は稼働せず、稼働時間帯は午前 8 時から午後 7 時までとする。 	低減
	土粒子の飛散		<ul style="list-style-type: none"> ○造成工事等で、粉じん等が飛散しやすい気象条件下では適宜散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。 ○敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置し、粉じん等の飛散防止を図る。 	
資材運搬等の車両の走行	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、最新の排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。 ○通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、近隣住民等に事前に周知を図る。 ○資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ○資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ○敷地内には工事用仮囲いを設置し、大気汚染物質の飛散防止を図る。 ○資材運搬等の車両については、「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 ○資材運搬等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 	低減

表 10.1-1(2) 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
資材運搬等の車両の走行	土粒子の飛散	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、資材運搬等の車両の出入口付近に水洗いを行う洗車設備を設置する。 ○造成工事等において、粉じんが飛散しやすい気象条件下には、適宜散水等の粉じんの飛散防止を図る。 ○土砂等の運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止に努める。 	低減
施設の稼働	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に定める規制基準を遵守するとともに、自主規制値を設定し、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ○燃焼ガス冷却設備及びバグフィルタ等により構成される排出ガス処理施設を設置し、適正な運転・管理を行う。 ○燃焼温度、ガス滞留時間等の管理により、安定燃焼の確保に努め、ダイオキシン類の再合成防止を図り、モニタリングを実施し、適正な運転・管理を行う。 ○ガス状水銀発生抑制のため、水銀使用製品の分別排出について周知・徹底を図り、可燃ごみへの混入を抑制する。また、ガス状水銀除去のために、湿式洗浄、バグフィルタ + 活性炭処理方式を採用する。 	低減
	粉じんの飛散	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○プラント機械設備をすべて建屋内に設置し、粉じんの飛散防止に努める。 ○設置する機器は、必要により防じんカバーを設ける。 ○粉じんの発生する場所には、集じん機を設置し、除じんした後、屋外に排気する。 ○施設の出入り口は、電動扉自動開閉式とし、廃棄物運搬車両の通行時以外は、常時閉めたままでし、外部への粉じんの飛散防止に努める。 ○使用状況や気象状況を考慮して、適宜散水を実施し、粉じんの巻き上げ防止を図る。 	低減

表 10.1-1(3) 大気質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
廃棄物運搬車両等の走行	大気汚染物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を推進するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。 ○廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ○廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ○廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 ○廃棄物運搬車両等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導、監督及び啓発を行う。 ○廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時から午後4時までとする。 	低減

10.1.2 騒音・低周波音

騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-2(1)～(2)に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境及び道路沿道への影響は、騒音・低周波音の発生源対策や伝搬経路対策を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-2(1) 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種（低騒音型）を使用する。 ○建設機械の集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ○建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。 ○建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 ○建設機械は、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく1号区域における規制時間帯を遵守した工事計画を策定し、原則として日曜日・祝日は稼働せず、稼働時間帯は、早朝及び夜間を避けて、基本的に午前8時から午後7時までとする。 	低減
			<ul style="list-style-type: none"> ○敷地境界又は工事区域の境界上に工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。 	
資材運搬等の車両の走行	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前7時から午後6時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、近隣住民等に事前に周知を図る。 ○資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ○資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ○資材運搬等の車両については、「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 ○資材運搬等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 	低減

表 10.1-2(2) 騒音・低周波音に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の稼働	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○設備機器は実行可能な範囲で、低騒音型の機種を採用する。 ○設備機器は実行可能な範囲で、地下や建築物内に配置し、騒音の施設外部への伝播の防止に努める。 ○建築物等による音の反射や敷地境界までの距離に応じ、吸排気口の位置に留意して、設備機器の配置を検討する。 ○各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ○新粗大ごみ処理施設の破碎機室は鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。 ○敷地境界における騒音の自主規制値として、「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第2種区域の規制基準値を適用する。 	低減
			<ul style="list-style-type: none"> ○敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する。 ○新焼却処理施設の出入り用に配置するランプウェイは、壁と天井で囲むことにより、勾配区間を走行するごみ収集車両からの騒音を防ぐ。 	
	低周波音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○低周波音の音源となるような機器類への対策として、遮音性の高い部屋に格納し、機器の回転数は共振が生じないように適正な点検・整備を行うとともに、必要に応じて、消音器、防振ゴム及び防振架台を設置する。 ○新粗大ごみ処理施設の破碎機室は鉄筋コンクリート構造とし、適切な位置に大型機器搬入のための十分な広さを有する開口部及び防音防爆用のドアを設ける。 	低減
			<ul style="list-style-type: none"> ○敷地周囲には植栽による緩衝帯を配置する。 ○新焼却処理施設の出入り用に配置するランプウェイは、壁と天井で囲むことにより、勾配区間を走行するごみ収集車両からの騒音を防ぐ。 	
廃棄物運搬車両等の走行	騒音の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時から午後4時までとする。 ○廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ○廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ○資材運搬等の車両については、「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 ○廃棄物運搬車両等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導や啓発及び監督を行う。 	低減

10.1.3 振動

振動に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-3(1)～(2)に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境及び道路沿道への影響は、振動の発生源対策を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-3(1) 振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種（低振動型）を使用する。 ○建設機械の集中稼働ができる限り生じないような工事計画を検討する。 ○建設機械の整備を適切に実施し、性能を維持する。 ○建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 ○建設機械は、「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく 1 号区域における規制時間帯を遵守した工事計画を策定し、原則として日曜日・祝日は稼働せず、稼働時間帯は、早朝及び夜間を避けて、基本的に午前 8 時から午後 7 時までとする。 	低減
資材運搬等の車両の走行	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤車両を除く資材運搬等の車両は、原則として日曜日・祝日は走行せず、走行時間は午前 7 時から午後 6 時までの運行計画とする。なお、運行計画の時間帯を変更する場合には、近隣住民等に事前に周知を図る。 ○資材運搬等の車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ○資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 ○資材運搬等の車両については、「埼玉県生活環境保全条例」（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 ○資材運搬等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導及び監督を行う。 	低減
施設の稼働	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○設備機器は実行可能な範囲で、低振動型の機種を採用する。 ○特に振動の発生が想定される設備機器は、振動の伝播を防止する装置等を設置する。 ○各設備は、定期点検を実施し、常に正常な運転を行うように維持管理を徹底する。 ○敷地境界における振動の自主規制値として、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」において規定される第 1 種区域の規制基準値を適用する。 	低減

表 10.1-3(2) 振動に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
廃棄物運搬車両等の走行	振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物運搬車両の受け入れは、原則として土曜日・日曜日は行わず、受け入れ時間は午前8時から午後4時までとする。 ○廃棄物運搬車両が特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。 ○廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ○資材運搬等の車両については、「埼玉県生活環境保全条例」（平成13年埼玉県条例第57号）に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 ○廃棄物運搬車両等の運転手に対し、交通規則の遵守、安全運転等に関する指導や啓発及び監督を行う。 	低減

10.1.4 悪臭

悪臭に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-4 に示すとおりである。

存在・供用時における周辺環境への影響は、悪臭の発生源対策を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-4 悪臭に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の稼働	悪臭の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみピット内を密閉して負圧を維持するとともに、当該空気を炉内に送り込むことで焼却脱臭する。 ○プラットホームの出入口にエアーカーテン及び自動開閉式電動扉を設置し、悪臭の漏洩防止に努める。 ○ごみピットの投入扉は二重扉とし、悪臭の漏洩防止に努める。 ○新焼却処理施設の出入り口に接続するランプウェイは、壁と天井で囲むことで、悪臭の漏洩を防止する。 ○既存施設に設置されている方式等を考慮に入れた脱臭装置を設置し、脱臭装置の維持管理を徹底することで、悪臭防止に努める。特に、夏季、休炉時等の臭気の強い時期には脱臭装置を稼働させる。 ○プラットホーム及び敷地内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内への消臭剤散布を行う。 ○廃棄物運搬車両等は、洗車設備において洗浄を行い、悪臭の発生防止に努める。 ○悪臭に係る自主規制値を遵守する。 	低減

10.1.5 水質

水質に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-5 に示すとおりである。

工事中における周辺環境への影響は、濁水等の発生源対策を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-5 水質に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事	濁水の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○埋設廃棄物層による汚染のおそれがない範囲の雨水排水については、仮設沈砂槽等に集水し、適切に維持管理を行い、管理目標値以下のSS濃度に処理して、対象事業実施区域西側の排水路に排水する。 ○仮設沈砂槽等に堆積する土砂の定期的な除去、処理水のSS濃度の適宜測定等により、濁りの除去効果が低下しないよう適切に維持・管理を実施する。 ○裸地発生箇所には、速やかにシート養生等を行い、土砂流出を防止する。 ○造成工事後の裸地については、できる限り裸地の時間が短くなるよう早期の緑化に努める。 ○工事車両の洗車に伴う排水は、油水分離、沈砂、pH調整等のために水処理設備を設置する。 	低減
	アルカリ排水の排出			低減
	有害物質の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○工事の実施に伴う埋設廃棄物層の範囲からの揚水等は、適切に水質管理を行い、公共下水道に放流する。 	低減

10.1.6 地下水

地下水に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-6 に示すとおりである。

工事中における周辺環境への影響は、地下水汚染の発生源対策を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-6 地下水に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事	地下水の汚染	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○掘削工事を実施する際には、できる限り周辺地下水への汚染の拡散を防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 ○埋設廃棄物層の影響による地下水の水質汚濁の発生の可能性が想定されることから、掘削工事時の地下水の湧水は、公共用水域には排水せず、揚水後適切に水質管理を行い、公共下水道に放流する。 ○掘削した土壌には、埋設廃棄物層の廃棄物が混在する可能性が高く、仕分けることは困難であることから、廃棄物の混在した土壌は、そのまま場外に搬出し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、適切に処理を行い、管理型最終処分場に埋め立て処分する。 ○掘削工事等の実施期間中は、対象事業実施区域の敷地境界（流向の下流側）で地下水の水質のモニタリング調査を実施し、地下水の水質汚濁が発生しないことを隨時確認しながら、工事を進める。 	低減

10.1.7 土壌

土壌に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-7 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における周辺環境への影響は、土壌の拡散防止や、施設からの有害物質の発生源対策を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で回避または低減できるものと考える。

表 10.1-7 土壌に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事	土壌の汚染	影響の未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○造成等の工事の作業着手前に土壌（廃棄物含有）の調査を実施し、掘削土壌は関係法令に基づき、管理型最終処分場に搬出し、適正に処分する。 ○掘削土壌（廃棄物混在）の再利用は実施せず、汚染の無いことを確認された土壌の購入により場外から搬入する。 	回避
		拡散防止	<ul style="list-style-type: none"> ○掘削工事を実施する際には、作業範囲と周辺の地下水及び土壌との接触を避け、周辺の土壌への汚染の拡散をできるかぎり防止するために、SMW、シートパイル、H鋼横矢板等の遮水工法を採用する。 ○掘削土は、地表部に仮置きする時間をできる限り短くするよう工程管理を徹底し、短時間の仮置きに対しても、防じんシート、防じんネットで養生を行う等、風による土砂の飛散の防止、降雨水との接触による雨水排水の水質汚濁の防止に努める。 ○掘削土壌等の運搬に際しては、ダンプトラックには過積載にならないよう十分注意を払い、荷台にはシート掛けを行い、土砂の飛散防止に努める。 	低減
施設の稼働	土壌への有害物質の沈着	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の稼働に伴うばい煙の排出濃度は、関係法令の排出基準と同等又はより厳しい自主規制値を設けて、モニタリングを実施しながら、適正な運転管理を行う。 ○設置する排ガス処理設備を適切に維持管理することで、排ガス中の大気汚染物質の捕集・除去を行う。 ○施設の稼働に伴う排ガス中のダイオキシン類抑制のため、バグフィルタ及び活性炭処理を採用する。 	低減

10.1.8 動物、植物及び生態系

動物、植物及び生態系に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-8 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における動物、植物及び生態系への影響は、騒音、振動等の発生源対策や、代替生息（生育）基盤の創出などの措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減または代償できるものと考える。

表 10.1-8 動物、植物及び生態系に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行、造成等の工事	騒音、振動の発生	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○造成工事に使用する建設機械は、低騒音・低振動型の機械の使用を徹底し、騒音、振動の影響を低減する。また、建設機械の集中稼働をできる限り生じないような工事計画を検討する。 ○資材運搬等の車両は、計画的かつ効率的な運行管理に努め、車両が一時的に集中しないように配慮する。 	低減
	水質の変化	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○工事中に発生する濁水は、仮設沈砂槽等で土粒子を沈降させ、上澄みを排水し、影響を低減する。 	低減
施設の存在	光環境の変化	発生源対策	<ul style="list-style-type: none"> ○対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。 	低減
	生息（生育）環境の消失	代替生息（生育）基盤の創出	<ul style="list-style-type: none"> ○「埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準」（平成 18 年、埼玉県）に記載された在来種を中心とし、高木、中・低木を組み合わせて多層構造となるように植樹することで、植物の生育基盤の整備とともに、動物の生息環境を創出する。 	代償

10.1.9 景観

景観に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-9 に示すとおりである。

存在・供用時における景観への影響は、施設がもたらす圧迫感の軽減や、周辺環境への調和のための措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-9 景観に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の存在	主要な眺望景観の変化	圧迫感の軽減	○対象事業実施区域の敷地境界に緩衝緑地を設け、影響を低減する。	低減
		周辺環境への調和	○建物には周辺環境と調和する外観・色彩・形狀を採用する。 ○建物の色彩については、川口市景観計画の景観形成基準に基づく配慮を行い、周辺景観と調和するよう工夫する。 ○対象事業実施区域の敷地周りの植栽を始めとする敷地内の緑化等、景観への影響の緩和に努める。 ○植栽は、低木・中木・高木を混在させ、周辺からの建物の視認を遮蔽できるように植栽する。	低減

10.1.10 自然とのふれあいの場

自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-10 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における自然とのふれあいの場への影響は、大気質、騒音等の各項目に記載した環境の保全に関する配慮方針の徹底や、資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両のルート管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-10 自然とのふれあいの場に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行	自然とのふれあいの場への影響	環境の保全に関する配慮方針の徹底	○大気質、騒音、振動、動物及び生態系の項目で記載した「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した工事計画の策定、実施に努める。	低減
		資材運搬等の車両のルート管理	○資材運搬等の車両の走行により近接する自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう運行ルートを設定し、運転手に運行ルートの走行を遵守させ、自然とのふれあいの場の利用を妨げないよう教育する。	低減
		環境の保全に関する配慮方針の徹底	○大気質、騒音・低周波音、振動、悪臭、土壌、動物、植物、生態系、眺望景観、日照阻害及び電波障害の項目で記載した「環境の保全に関する配慮方針」を徹底し、自然とのふれあいの場の利用を妨げないようにするとともに、周辺環境との調和に十分配慮した施設運営に努める。	低減
施設の存在、施設の稼働				

10.1.11 日照阻害

日照阻害に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-11 に示すとおりである。

存在・供用時における日照阻害の影響は、日影時間の短縮のための措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-11 日照阻害に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の存在	日照の変化	日影時間の短縮	○日影による周辺住宅等への影響が可能な範囲で低減されるよう、建物の高さ及び煙突の配置等に配慮した施設計画とする。 ○対象事業実施区域敷地境界近辺の植栽については、日影による周辺住宅等への影響が生じないよう配慮して、緑化計画（施設計画）を検討する。	低減

10.1.12 電波障害

電波障害に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-12 に示すとおりである。

存在・供用時におけるテレビ電波受信障害の影響は、影響の緩和のための措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-12 電波障害に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
施設の存在	テレビ電波受信障害	影響の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ○電波障害の影響ができる限り低減されるよう、建物及び煙突の高さ、配置等に配慮する。 ○地上デジタル放送電波受信の状況が悪化すると予測される地域において発生する受信障害について、本事業に起因する障害であることが明らかになった場合には、CATVへの加入など適切な対策を実施する。 	低減

10.1.13 廃棄物等

廃棄物等に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-13 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における廃棄物等の影響は、発生量の抑制、再利用の促進及び適正処分の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-13 廃棄物等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
造成等の工事			<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物の発生抑制、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ○再利用・再資源化できない廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施する。 	低減
施設の稼働	廃棄物等の発生	発生量の抑制、再利用の促進、適正処分	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物は、関係法令等を遵守して、適正な処理・処分を実施するとともに、分別回収の上、減量化及び再利用・再資源化の向上に努める。 ○施設では処理できない処理不適物（資源化不適物）は、関係法令等を遵守して、埋め立て処分等適正に処理を行う。 ○焼却灰及び焼却飛灰は、既存の処理体系（再資源化を実施したのち、最終処分場で処分）を基にして、資源化技術の動向等を考慮しながら、処理・処分方法を検討する。 	低減

10.1.14 温室効果ガス等

温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置は、表 10.1-14 に示すとおりである。

工事中及び存在・供用時における温室効果ガス等の影響は、大気質、騒音等の各項目に記載した環境の保全に関する配慮方針の徹底や、資材運搬等の車両及び廃棄物運搬車両のルート管理等の措置を講じることで、事業者の実行可能な範囲内で低減できるものと考える。

表 10.1-14 温室効果ガス等に関する環境の保全のための措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分
建設機械の稼働			<ul style="list-style-type: none"> ○建設機械は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 ○建設機械の空ぶかしや過負荷運転を抑制する。 ○建設機械に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。 ○建設機械の計画的で効率的な運用を行い、全体の稼働時間を抑制する。 	低減
資材運搬等の車両の走行			<ul style="list-style-type: none"> ○資材運搬等の車両は、実行可能な範囲で、低公害機種を使用する。 ○資材運搬等の車両の点検・整備を十分に行い、空ぶかしを避けるとともにアイドリングストップ等のエコドライブを実施するよう車両運転手への指導を徹底し、良好な沿道環境の維持に努める。 ○資材運搬等の車両に使用する燃料は、適正な品質のものを使用する。 ○資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。 	低減
施設の稼働		温室効果ガスの排出	<ul style="list-style-type: none"> ○できる限り高効率の廃棄物発電を設置する等、蒸気や高温水等の有効活用を図る。 ○再生可能エネルギーとして、太陽光発電設備の導入を図る。詳細は今後の検討により決定する。また、省エネルギー設備の導入についても合わせて検討する。 ○断熱性の高い外壁材等の使用に努める。 ○長寿命な施設となるよう、建物、設備の維持管理や更新等を適切に行う。 	低減
廃棄物運搬車両等の走行			<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物運搬車両による環境負荷を低減するため、天然ガス収集車の導入を継続するとともに、ハイブリッド収集車をはじめとする次世代自動車に関する情報を収集し、導入を図る。 ○廃棄物運搬車両等については、十分な点検・整備を行い、急発進や急加速を避けるなど、適正な走行に努める。 ○廃棄物運搬車両等については、「埼玉県生活環境保全条例」に基づきアイドリングストップの義務を遵守するとともに、空ぶかしを抑制する。 	低減